

国立大学法人高知大学における旅行命令等に関する権限の委任に関する規則

平成16年4月1日
規則第16号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学旅費規則第4条に定める旅行命令等についての学長の権限の委任について定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) センター等 保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び機構等をいう。
- (2) 部局 事務局、各学系、各学部（附属施設を含む。）、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所及び機構等をいう。

(委任)

第3条 学長は、次表右欄に掲げる範囲の旅行命令等についての学長の権限を次表左欄に掲げる者に委任するものとする。ただし、学長自らがその権限を行うことを妨げない。

委任を受ける職名	委任の範囲
事務局長	事務局長を除く事務局職員及び法人監査室職員に係る旅行命令及び旅行後の報告に関する事。
教育研究部長	学系長に係る旅行命令、旅行許可及び旅行後の報告に関する事。
センター等の長	当該センター等の職員及び当該センター等の専任担当を命じられた職員に係る旅行命令、旅行許可及び旅行後の報告に関する事。
学部長	当該学部（附属施設を含む。）の職員に係る旅行命令、旅行許可及び旅行後の報告に関する事。
学系長	当該学系の上記以外の職員に係る旅行命令、旅行許可及び旅行後の報告に関する事。
部局の長	当該部局に係る本学の職員以外の旅行依頼及び旅行後の報告に関する事。

2 前項の規定に基づき、委任を受けた者に事故がある場合は、当該職員の事務代理又は事務

取扱を命じられた役員又は職員がその権限を行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月5日規則第15号）

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月2日規則第12号）

この規則は、平成20年6月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日規則第90号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第89号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。